

「ステージガイド」作成印刷業務委託に係る書類提出要領

I 提出書類（各1部）

- 1 会社概要及び実績（様式1）
- 2 誓約書（様式2）
- 3 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し又は「沖縄県の一般競争入札（指名通知書）参加者名簿登録済通知書」の写し
- 4 沖縄伝統芸能関係の雑誌または記事（記事の内容が沖縄伝統芸能に関するもの。）を、過去3年以内に制作した実績があることを証明する書類
- 5 予定ライター経歴書（様式3）
本業務を受託するにあたり、実際にライターとして関わる者の経歴
- 6 沖縄伝統芸能関係の印刷物制作実績（様式4）
 - (1) 上記5のライターが制作に携わり、かつ参加業者が受注者であった、沖縄伝統芸能関係の書籍、雑誌または記事についての制作実績を記載すること。
記載できる実績は、下記のと通りの件数とする。
 - ① 刊行物（書籍、雑誌または記事） 3件
 - ② 上記①を上記5のライター及び参加業者が作成したことを示す書類の写し
※ただし、刊行物にライター及び参加業者名の記載がある場合は不要
 - (2) その成果物
上記（1）で記載した制作実績に係る成果物（雑誌・記事の実物または写し）を1件提出すること。（後日返却可）
 - (3) インタビュー記事の写し
上記5のライターが構成した沖縄伝統芸能関係の対談・座談会等のインタビュー記事の写しを1件提出すること。上記（1）の①の刊行物からの抜粋記事でも可。
（返却不可）
 - (4) 執筆記事の写し
上記5のライターが取材・執筆した芸能関係記事の写しを1件提出すること。上記（1）の①の刊行物からの抜粋記事でも可。（返却不可）
※（3）及び（4）の提出書類には、参加業者が特定されるような表現は一切行わないこと。（予定ライターの氏名の掲載がある場合は、塗りつぶすなどして隠すこと。）
そのような表現であると財団が判断した時点で失格とする。
- 7 企画提案書
 - (1) 契約期間中の表紙のデザイン案
 - (2) 制作体制・スケジュール案

- 8 見積書
別紙仕様書の条件で見積書を提出すること。
予算 3,320,500 円（税抜）を限度とする。

II 評価基準

1 ライター実績

- | | |
|-------------------------------|----|
| ①伝統芸能に関する知識及び記事の実績がある | 5点 |
| ②インタビュー記事、執筆記事の表現が豊かで文章が読みやすい | 5点 |
| ③国立劇場おきなわの解説書を担当するに相応しい熱意がある | 5点 |

2 企画提案内容

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ①文字と写真等の配置バランスがとれている | 5点 |
| ②デザインにおいて、読み手を引きつける工夫がされている | 5点 |
| ③制作体制・スケジュール案が適切である | 10点 |
| ④伝統芸能関連出版物の作成印刷業務の実績がある | 15点 |
| ⑤提示された見積金額は、適切な金額となっているか | 20点 |

III 提出書類の取り扱い

- 1 提出書類はすべてA4サイズにまとめること。（雑誌・記事の実物を除く）
- 2 提出書類は1冊にまとめ、綴じること。（雑誌・記事の実物は除く）
様式1、2、3及び4以外の書類については、参加業者を特定できるような一切の表現を行ってはならない。
- 3 提出期限及び場所
 - (1) 期間：令和5年3月30日(木) 17時まで
 - (2) 場所：国立劇場おきなわ 事業課 宣伝観客係

契 約 書 (案)

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 理事長 照屋義美 (以下「発注者」という。)
と _____ (以下「受注者」という。) は、「国立劇場お
きなわステージガイド」 (以下解説書という。) の制作について次のとおり契約を締結す
る。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書に従い、信義
誠実にこれを履行する。

(再委託)

第2条 受注者は、この契約に係る業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはな
らない。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする (令和5年5月
号から令和6年4月号まで)。

(制作料)

第4条 発注者は受注者に対し、制作料の対価として、総額金 _____ 円を支払う
ものとする。

(うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額総額 _____ 円とする)

(注) 「取引にかかる消費税額及び地方消費税額総額」は、消費税法第28条第
1項及び第29条の規定並びに地方消費税第72条の82及び第72条の83の規
定に基づき、算出したもので、制作料に110分の10を乗じて得た額である。

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変
更後の税率に基づき増額又は減額されるものとする。

(支払)

第5条 受注者は、成果物の納品後、発注者による検収を受け、引渡しを完了したときは、
当該成果物に係る代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求は、必ず書面によって行うものとし、発注者は当該
請求を受けた日から起算して30日以内に受注者にこれを支払うものとする。

(著作権)

第6条 本契約に基づいて制作された成果物の著作権は、発注者に帰属するものとする。

2 発注者は、受注者の承諾なくして、本成果物を自ら使用し又は第三者に使用せしめる
ことができる。

3 受注者は、成果物制作のために撮影した写真を発注者に提供する。

(機密の保持)

第7条 受注者は、業務上知り得た発注者の業務上の秘密を部外に漏らす等、他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第8条 発注者又は受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能になったとき。
- (2) 本件役務をなす能力を失ったとき。
- (3) 発注者又は受注者の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (4) 強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、合併、解散、破産、会社更生、民事再生の申請があったとき。
- (5) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

(損害賠償)

第9条 前条により本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

(訴訟の管轄)

第10条 本契約に関する訴訟の管轄は、那覇地方裁判所とする

(補足)

第11条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定めるものとする。

以上、本契約締結の証として、本書を2通作成し、発注者受注者署名もしくは記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和 年 月 日

発注者 沖縄県浦添市勢理客四丁目14番1号
公益財団法人 国立劇場おきなわ運営財団
理事長 照屋 義実

受注者

仕 様 書

国立劇場おきなわステージガイド（仮称。以下「解説書」）（令和5年5月号から令和6年4月号）作成印刷業務に係る条件

1 「解説書」の仕様

- (1) 判型 B5版 縦位置
- (2) 頁数 別紙のとおり 中綴じ
- (3) 発行 毎月1回
- (4) 部数 別紙のとおり
- (5) 紙質 本文マットコート 110kg
表紙・裏表紙 OKプラウ
- (6) 印刷 本文・表2・表3（1色）／表1・表4（4色）

2 受託業者の業務

- (1) 企画・構成の提案。ただし、「特集」「プログラム」「出演者紹介」「解説」を含む構成にすること。
- (2) インタビュー記事またはエッセイ作成（取材・原稿執筆・テープ反訳）
- (3) デザイン・レイアウト・写真修正・文字修正・色校正
校正は、色校正1回以上、本文（モノクロ）校正2回以上行うこと。
- (4) 印刷用DTPデータ作成
- (5) スケジュールの進行管理
- (6) 完成品の納品
本文モノクロデータ入稿から、土・日を含む1週間以内に納品する。
納品先：公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 事業課

会社概要及び事業実績

1 会社の概要

名 称			
代表者職・氏名			印
本社所在地 TEL・FAX			
県内における所在地 TEL・FAX			
設立年月日			
資本金		全従業員数	
営業種目			
備 考			

※会社の概要が記載されたパンフレット等があれば添付してください。

令和 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団理事長 殿

住 所

会社名

役 職

氏 名

印

誓 約 書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団における「ステージガイド(令和5年5月号から令和6年4月号)作成印刷委託業務」に係る競争に参加するにあたり、下記のとおり誓約いたします。

記

- 1 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規則第16条及び第17条の規定に該当しておりません。
- 2 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団から取引停止の措置を受けている期間中のものではありません。
- 3 当社が契約したときは、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団が提示する仕様書に基づき、本請負業務を履行いたします。

沖縄伝統芸能関係の雑誌・記事作成実績

	雑誌・記事名	履行年月	種類 (組踊・琉舞・沖縄芝居等)	発注者名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程（抜粋）

第4章 契約

（一般競争に参加させることができない者）

第16条 契約担当役は、特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者並びに破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第17条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

（1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者。

（2）公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

（4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

（6）前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和5年度 国立劇場おきなわステージガイド（案）

5月号 20ページ 500部

6月号 24ページ 500部

7月号 20ページ 500部

8月号 20ページ 500部

9月号 20ページ 500部

10月号 20ページ 500部

11月号 20ページ 300部

12月号 24ページ 500部

1月号 20ページ 650部

2月号 20ページ 500部

3月号 24ページ 550部

4月号 24ページ 500部